

### 深谷落合地区まちづくりの本同意に向けての見通しは

日本共産党 松本 春男

問 市は、今年3月に深谷落合地区の地権者に対し、仮同意書や意見書などを送付した。回答期限は、5月15日であった。回答状況と賛否の割合はどうか。また、土地開発公社が先行取得を予定している山林の地権者にも仮同意書が送付されていると思う。事業に賛成の方は、公社へ売却し、本同意を得る必要がなくなるが地権者は何人か。情報

公開請求で入手した意見書を集計したところ、賛成は40・8%で、市が目標とする仮同意で50%、本同意で80%以上の賛成率にはほど遠い。至急事業の中止を考えないか。

答 全地権者の意向を把握するため、期限を6月15日まで延長した。7日現在で地権者191人のうち、148人から回答を得ているが、賛成は、84人で全地権者の約44%。面積ベースでは、対象面積の約34%となっている。また、区画整理区域内の緑地保全箇所として、先行取得を予定している用地の地権者は4人である。今回の結果を見る限り、地権者ベース、面積ベースともに、仮同意の目標である50%以上の賛成を得ることは困難な状況である。今後の方向性は、15日の最終集計を精査し、決めていきたい。

(ほかに「オスプレイの厚木基地使用について」「文化会館の利用について」「農協前バス停に駐輪場設置を」を質問)

### 女性の社会参画を目指し保育所の待機児童解消を望む

公明党 内山 恵子

問 安倍首相は、少子高齢化に伴う労働力人口の減少を止めるため、女性の活用を促す内容を成長戦略の中核に盛り込んだ。男女共同参画社会の実現を目指すために、女性が働きやすい環境整備の基本として、保育所の待機児童解消への取り組みが重要である。しかし、潜在的な待機児童数の把握は難しく、新たな取り組みを考えなければならぬ。子ども・子育て支援新制度の施行が平成27年4月に予定され、保育ニーズは29年度にピークを迎えるが、待機児童ゼロを目指して、どのように取り組んでいくのか。

答 平成22年度から3カ年民の協力を得て事前に対策を講じておくことは、被害を減少させるためにも重要である。大災害時に活用が期待される黄色いハンカチを障がい者福祉施設で製作・販売することは、障がい者の工賃の増加になるだけでなく、市民の障がい者福祉に対する理解を深め、意識を高めるよい機会にもなる。また、障がい者も、自らが住む地域社会への貢献という観点から、やりがいのある作業になると考えられる。今後、市内の福祉施設に働き掛けていきたい。

### 黄色いハンカチを市内の福祉施設で製作・販売しては

公明党 井上 賢二

問 大災害時に自宅に黄色いハンカチを掲げて、わが家は大丈夫であるから別の人を助けて欲しいという意思表示をする、黄色いハンカチ作戦という取り組みがある。これにより、別の家庭への効率的な救助や安否確認が可能になる。本市では、今年の秋に小園自治会の防災訓練で実施する

ことになった。すでに実施している静岡県富士宮市では、使用するハンカチを市内の障がい者福祉施設で製作・販売しており、障がい者の地域社会への貢献とやりがいのある作業になっていると聞いている。本市でも、福祉施設での製作・販売を検討しないか。

答 災害時には、防災対策課をはじめとする職員が対応する体制を整えているが、市

### インターを基軸とした本市のまちづくりの将来展望は

新政会 青柳 慎

問 6月11日、(仮称)綾瀬スマートインターチェンジの東名高速への連結許可が下

りた。今後、市民の利便性の向上と市内産業、経済の活性化を目指して、平成29年度末の完成に向け事業化していく。インターをまちづくりの基軸として、どのように都市基盤整備や幹線道路沿道の土地利用を促進して、本市が将来にわたり持続可能な都市となるようにしていくのか。インター開通後、他市からの利用者にとって、本市が通過するだけの都市とならないようにする必要がある。今後のまちづくりの方向性、期待する将来展望を伺いたい。

答 インター開通後は、本市が目的地となるよう、魅力あるまちづくりを進めることが必要である。産業では、産業振興マスタープランに掲げた「綾瀬市の活力・地域力・未来を拓く産業交流都市」を目指し、農業・商業・工業分野の連携も含め、各施策を展開していく。また、神崎遺跡整備など観光資源の創出も図り、これらの土地利用を支える市道幹線を整備していく。インター設置は、市民生活や産業活動に大きく寄与する。インターを基軸としたまちづくりを一層進め、にぎわいのある持続可能な都市を築いていく。(ほかに「綾瀬市民スポーツセンターグラウンド等について」を質問)

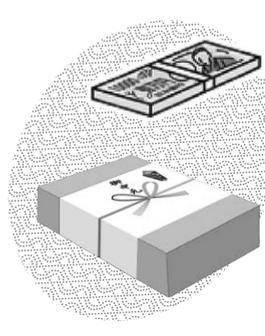


「80000人のキャンドルナイト」が6月21日の夏至の夜に開催されました。降っていた雨もその時は小降りになり、訪れた人々の瞳にキャンドルの灯が揺れていました。▲城山公園にて▽

### 公職選挙法による禁止行為

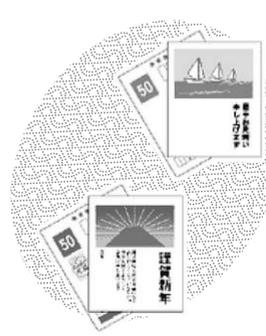
- ◆議員の寄付禁止
- ◆議員への寄付勧誘・要求の禁止

議員が市民に対し、お金や物を贈ることは、公職選挙法で禁止されています。また、市民が議員に対し寄付を求めることも禁止されています。



### 時候のあいさつ状などの禁止

議員は市民に対し、答礼のための自筆によるものを除き、暑中見舞状、年賀状などの時候のあいさつ状(電報なども含まれます)を出すことは禁止されています。



これらに違反すると罰せられます。市民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。